



宮 崎 県 公 報

令和元年7月8日(月曜日) 第19号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 41,700円

目 次

告 示	頁
○指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい福祉課) 1	
○民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 1	
○特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) 1	
○農業振興地域の変更……………(農村計画課) 2	
○公有水面埋立ての出願の要領……………(漁村振興課) 2	
○道路の供用の開始……………(道路保全課) 3	
○道路の占用を制限する区域の指定……………(“ ”) 3	
公 告	
○県営土地改良事業の工事の完了……………(農村整備課) 4	

人事委員会公告

- 令和元年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)及び令和元年度宮崎県臨床検査技師採用試験の実施…………… 4
- 令和元年度警察官B(男性)採用共同試験及び警察官B(女性)採用試験の実施…………… 4

教育委員会告示

- 令和2年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱…………… 4

監査委員会告示

- 包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者…………… 4

告 示

宮崎県告示第150号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和元年7月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552000335	放課後等デイサービス ポニーフレンドクラブ かわきた	児湯郡都農町大字川北字鍛冶屋敷65番地	合同会社ホットフイーリングカンパニー	児湯郡都農町大字川北5268-37	令和元年7月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第151号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年7月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字毛牛草山丁 691-72
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字毛牛草山丁 691-72(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第152号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、令和元年11月1日から令和元

年11月29日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

令和元年7月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	8月7日	午前11時から午後5時まで	えびの市役所真幸出張所	えびの市全域
	8月8日	午前9時から午後5時まで	えびの市役所	
	8月9日	午前9時から午後2時まで	飯野地区コミュニティセンター	
	8月7日から9月30日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	
質量計	8月21日	午前11時から午後5時まで	門川町役場	門川町全域 日向市全域 門川町、日向市全域
	8月22日	午前9時から午後5時まで	日向市役所	
	8月23日	午前9時から午後2時まで	日向市役所東郷総合支所	
	8月21日から9月30日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	
質量計	8月28日	午後1時から午後5時まで	椎葉村役場	椎葉村全域 諸塚村全域 美郷町全域 椎葉村、諸塚村、美郷町全域
	8月29日	午前9時30分から正午まで	諸塚村中央公民館	
	8月29日	午後2時から午後5時まで	北郷林業総合センター	
	8月30日	午前9時から午前11時まで	西郷ニューホープセンター	
	8月30日	午後1時から午後3時まで	南郷多目的研修センター	
	8月28日から9月30日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	
質量計	9月12日	午前11時から午後2時まで	延岡市北浦総合支所	延岡市北方町、北川町、北浦町全域
	9月12日	午後3時から	延岡市北	

		午後5時まで	川総合支所
9月13日		午前9時30分から午後1時まで	延岡市北方総合支所
9月12日から10月31日まで		午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

宮崎県告示第153号

昭和61年宮崎県告示第804号で指定した児湯郡西米良村の区域に係る農業振興地域を次の図面のとおり変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画課及び宮崎県児湯農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和元年7月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第154号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、令和元年7月8日から3週間、宮崎県農政水産部漁村振興課及び延岡土木事務所において公衆の縦覧に供する。

令和元年7月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 出願の日
令和元年6月26日
- 2 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
宮崎県
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県知事 河野俊嗣
宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
宮崎県延岡市浦城町1128番地15の地先公有水面及び1138番19、1150番7の地先公有水面
 - (2) 区域
 - ア A区域
別表1の各地点のうち、①点から⑨点までを順次に結んだ線、⑨点と⑩点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位(T.P.+0.92m)における公有水面と既存護岸との境界線、⑩点と⑪点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位(T.P.+0.92m)における公有水面と海底地盤との境界線、⑪点から⑫点及び⑫点と⑬点を結ぶ平成9年4月14日付け宮崎県指令第268-18号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.30mにより決定)により囲まれた区域
 - イ B区域
別表2の各地点のうち、⑬点から⑰点を順次に結んだ線、⑰点から⑱点までを順次に結ぶ平成9年4月14日付け宮崎県指令第268-18号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.30mより決定)、⑱点と⑳点を結ぶ平成30年

の秋分の満潮位 (T. P. +0.92m) における公有水面と海底地盤との境界線、⑳点と㉑点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位 (T. P. +0.92m) における公有水面と既存堤防との境界線により囲まれた区域

(3) 面積

区 域	面 積
A区域	146.79㎡
B区域	33.57㎡
合 計	180.36㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県延岡市浦城町1128番2、1128番15の地先公有水面及び1138番地19、1150番7の地先公有水面、1137番1、1138番地4、1138番地21、1139番地5、1139番地13、1140番地8、1140番地10、1140番地4、1140番地3の前面の県有無番地内及び1138番19、1150番7の地内

(2) 区域

別表3の各地点のうちア点からテ点までを順次直線で結んだ線及びテ点とア点とを結んだ直線により囲まれた区域

(3) 面積

3,392.90㎡

5 埋立地の用途

道路用地

別表1

地 点	地 点 の 位 置
①点	北緯32度38分39秒3269、東経 131度44分59秒9873 (以下「基点」という。) から
	182度42分51秒 16.54mの地点
②点	①点から 142度57分19秒 1.76mの地点
③点	②点から 180度20分35秒 8.04mの地点
④点	③点から 147度15分18秒 17.12mの地点
⑤点	④点から 144度23分52秒 9.67mの地点
⑥点	⑤点から 22度30分42秒 0.15mの地点
⑦点	⑥点から 125度40分57秒 0.16mの地点
⑧点	⑦点から 202度56分45秒 9.57mの地点
⑨点	⑧点から 292度22分40秒 0.21mの地点
⑩点	⑨点から 326度37分22秒 5.40mの地点
⑪点	⑩点から 332度39分15秒 29.04mの地点
⑫点	⑪点から 1度34分22秒 8.60mの地点

別表2

地 点	地 点 の 位 置
⑬点	基点から 273度40分02秒 24.21mの地点
⑭点	⑬点から 126度29分55秒 3.76mの地点
⑮点	⑭点から 129度15分19秒 2.84mの地点

⑯点	⑮点から 131度40分22秒 2.84mの地点
⑰点	⑯点から 134度20分25秒 3.44mの地点
⑱点	⑰点から 269度11分07秒 1.90mの地点
㉑点	⑱点から 272度40分14秒 2.44mの地点
㉒点	㉑点から 309度00分08秒 9.15mの地点

別表3

地 点	地 点 の 位 置
ア点	基点から 221度35分14秒 5.16mの地点
イ点	ア点から 143度01分30秒 48.83mの地点
ウ点	イ点から 227度49分01秒 6.15mの地点
エ点	ウ点から 137度49分01秒 11.81mの地点
オ点	エ点から 47度49分01秒 5.07mの地点
カ点	オ点から 143度01分29秒 21.65mの地点
キ点	カ点から 76度10分00秒 24.75mの地点
ク点	キ点から 138度02分54秒 9.63mの地点
ケ点	ク点から 233度50分50秒 23.60mの地点
コ点	ケ点から 246度36分35秒 15.29mの地点
サ点	コ点から 277度18分03秒 10.15mの地点
シ点	サ点から 310度08分34秒 12.64mの地点
ス点	シ点から 324度09分19秒 33.60mの地点
セ点	ス点から 328度05分44秒 35.51mの地点
ソ点	セ点から 322度19分21秒 11.30mの地点
タ点	ソ点から 317度46分02秒 14.70mの地点
チ点	タ点から 44度22分23秒 5.38mの地点
ツ点	チ点から 33度58分29秒 33.48mの地点
テ点	ツ点から 123度45分40秒 22.27mの地点

宮崎県告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年7月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
34	県道	都城串間線	串間市大字奈留字園田5335番地先から同市同大字同字5283番3地先まで	令和元年7月9日

宮崎県告示第156号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和元年7月8日から同年同月22日まで宮崎県土木整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	都城串間線	串間市大字奈留字園田5335番地先から同市同大字同字5283番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年7月23日

公 告

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和元年7月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
仮屋	日南市	ため池等整備事業	平成29年5月31日

人事委員会公告

令和元年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)及び令和元年度宮崎県臨床検査技師採用試験の実施について、職員の任用に関する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号)第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和元年7月8日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

令和元年度警察官B(男性)採用共同試験及び警察官B(女性)採用試験の実施について、職員の任用に関する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号)第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和元年7月8日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第1号

令和2年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱をここに公表する。

令和元年7月8日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

令和2年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱

1 募集人員

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 40人(男子20人、女子20人)
- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 80人
- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 40人

2 応募資格

令和2年3月小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者で、宮崎県内に居住している者

3 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「令和2年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜実施細目」(以下「実施細目」という。)による。

4 入学者選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果を資料として行う。

5 入学者選抜検査会場

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校

ア 宮崎会場

宮崎県教育研修センター(宮崎市阿波岐原町前浜4276番地729)

電話番号 0985(24)3122

イ 延岡会場

宮崎県立延岡青朋高等学校(延岡市平原町2丁目2618番地2号)

電話番号 0982(33)4980

- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校

宮崎県立宮崎西高等学校(宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地2)

電話番号 0985(48)1021

- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校

宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校(都城市妻ヶ丘町27街区15号)

電話番号 0986(23)0223

6 日程

- (1) 入学者選抜検査

令和2年1月18日(土)

- (2) 入学者選抜検査結果通知の投函

令和2年1月22日(水)

7 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

監査委員会告示

監査委員会告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定に

より、次のとおり告示する。

令和元年7月8日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦

宮崎県監査委員 安 樂 健 一

宮崎県監査委員 徳 重 忠 夫

宮崎県監査委員 渡 辺 創

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
青 山 伸 一	東京都三鷹市上連雀1丁目25番21-505号
金 丸 由 宇	宮崎市中津瀬町6-1
坂 元 隆一郎	小林市細野 470番地1
塩 塚 正 康	福岡県久留米市花畑1丁目20番地1 サンリヤン花畑駅南 501号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

--	--